

平成22年度 第3回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成23年2月18日（金）

午後2時～午後4時

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館「多目的ホール」

議 題

【審議案件】

議第 295 号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 296 号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 297 号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 298 号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第 299 号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第 300 号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第 301 号「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

議第 302 号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

議第 303 号「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

議第 304 号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 305 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第 306 号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 307 号「東部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第 308 号「東部大阪都市計画公園の変更」について

議第 309 号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 310 号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第 311 号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

議第312号「南部大阪都市計画公園の変更」について

議第313号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第314号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第315号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第316号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【報告案件】

都市計画道路の見直しについて

みどりの風促進区域について

平成22年度 第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 の 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	欠	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 垂紀子	大阪府立大学教授	欠	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	欠	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	欠	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与	出	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	欠	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	欠	
12		新田 保次	大阪大学教授	出	
13	関係行政機関 の 職 員	塚本 和男	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 田部 健一
14		永塚 誠一	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 藤下 康
15		上総 周平	近畿地方整備局長	出	代理:復興事業調整官 佐古 康廣
16		原 喜信	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 浪越 祐介
17		舟本 馨	大阪府警察本部長	欠	
18	府 議 会 議 員	西野 修平	府議会議員(維新)	出	
19		宮本 一孝	府議会議員(維新)	出	
20		徳永 慎市	府議会議員(自民)	出	
21		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
22		中岡 裕晶	府議会議員(民主)	出	
23		山添 武文	府議会議員(民主)	出	
24		八重樫 善幸	府議会議員(公明)	出	
25		堀田 文一	府議会議員(共産)	出	
26	市町村の長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
27		中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	大谷 敏子	大阪府市議会議長会会長	出	
29		廣谷 武	大阪府町村議長会会長	欠	
30	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:計画調整局長 北村 英和
31		荒木 幹男	大阪市会議長	出	

※ 委員31名中21名出席

平成22年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	島本町長	川口 裕	議第295号	出
2	島本町議会議長	菅 俊勝		出
3	大東市副市長	今井 清	議第315号	出
4	大東市議会議長	中野 正明		出

平成22年度 第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上章	欠	
2	都市整備部技監	村上毅	出	
3	都市整備部次長	伏井安信	欠	
4	都市整備総務課長	中村大介	欠	
5	事業管理室長	石橋洋一	※	臨時幹事:事業管理室課長補佐 尾花 英次郎
6	総合計画課長	梶山善弘	出	臨時幹事:総合計画課参事 久保 幸太郎 臨時幹事: " 松本 広司
7	市街地整備課長	武井道郎	出	
8	交通道路室長	竹内廣行	※	臨時幹事:道路整備課長 井出 仁雄
9	河川室長	田中義宏	※	臨時幹事:河川整備課長 福井 淳太
10	下水道室長	大屋弘一	出	
11	公園課長	漆畑良隆	出	
12	港湾局長	中尾恵昭	※	臨時幹事:計画調整課長 廣瀬 博治
13	住宅まちづくり部長	吉田敏昭	出	
14	住宅まちづくり部技監	佐野裕俊	欠	
15	住宅まちづくり部理事	小川哲治	出	
16	住宅まちづくり部次長	明瀬正武	欠	
17	居住企画課長	山下久佳	欠	
18	建築指導室長	中嶋俊行	欠	
19	住宅経営室長	横小路敏弘	欠	
20	危機管理室長	吉村庄平	欠	
21	企画室長	山地英彦	欠	
22	市町村課長	手向健二	欠	
23	福祉総務課長	小原理恵	欠	
24	健康医療総務課長	村上慶太郎	欠	
25	環境衛生課長	桐山晴光	欠	
26	商工労働総務課長	土肥洋子	欠	
27	みどり・都市環境室長	田川静一	※	臨時幹事:みどり推進課課長補佐 赤井 俊夫
28	循環型社会推進室長	福原裕	欠	
29	環境管理室長	笠松正広	出	
30	農政室長	上田博夫	※	臨時幹事:整備課参事 小林 勝
31	水道部経営企画課長	清水豊	※	臨時幹事:経営企画課副主査 中條 健二
32	教委事務局教育総務企画課長	藤井睦子	欠	
33	教委事務局施設課長	田中稔崇	欠	
34	教委事務局文化財保護課長	野口雅昭	※	臨時幹事:文化財保護課主査 竹原 伸次
35	府警本部交通規制課長	小田宮稔	欠	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成22年度 第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	池田市都市建設部長	真下 照雄	議第304号及び305号	出
2	島本町総合政策部長	島田 政弘	議第295号	出
3	高槻市都市政策室長	越山 信平	議第298号及び313号	出
4	茨木市都市整備部長	大塚 康央	議第304号、305号及び313号	出
5	箕面市みどりまちづくり部長	山田 学	議第313号	出
6	吹田市都市整備部長	寶田 保住	議第305号	出
7	豊中市まちづくり推進部次長 兼 都市計画課長	柿本 昇一	議第301号	出
8	枚方市理事兼都市整備部長	脇田 隆男	議第299号、306号、307号、308号 及び314号	出
9	交野市都市計画課長	藤重 章	議第306号及び307号	出
10	門真市都市政策課長	中野 勝利	議第302号	出
11	大東市街づくり部次長 兼 都市政策課長	濱本 賀聖	議第307号及び315号	出
12	寝屋川市まち政策部長	中山 一彦	議第299号、302号、306号 及び307号	出
13	守口市都市計画課長	高島 修	議第302号	出
14	四條畷市建設部長	園田 直樹	議第306号及び307号	出
15	八尾市建築都市部次長	松本 吉朗	議第307号	出
16	柏原市都市整備部次長 兼 都市計画課長	米澤 政一	議第299号	出
17	大阪狭山市都市整備部長	岡田 克洋	議第309号及び310号	出
18	松原市まちづくり推進課参事	橋谷 知明	議第309号及び310号	出
19	羽曳野市都市開発部長	桜井 功康	議第309号及び310号	出

20	河内長野市都市建設部長	田和 裕	議第300号、309号、310号、312号 及び316号	出
21	富田林市まちづくり政策部長	浅川 充	議第309号及び310号	出
22	千早赤阪村建設課 都市建設グループ参事	尾谷 肇	議第309号及び310号	出
23	河南町環境・まちづくり推進課長	牧 博文	議第309号及び310号	出
24	高石市土木部長	田野 泰偉	議第300号	出
25	泉大津市都市整備部長	生田 正	議第309号及び310号	出
26	和泉市都市デザイン部長	溝川 佳三	議第309号及び310号	出
27	堺市都市計画課長	池川 史彦	議第300号、303号及び309号	出
28	貝塚市都市政策部長	元林 光二	議第310号	出
29	阪南市事業部長	氏本 充信	議第309号及び310号	欠
30	泉佐野市都市計画課長	近藤 幸信	議第309号及び310号	出
31	泉南市都市計画課長	稲垣 豊司	議第309号及び310号	欠
32	岸和田市まちづくり推進部理事 兼 都市計画課長	西川 佳広	議第303号、309号、310号 及び311号	出

目 次

1	開会.....	1
2	議第295号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 について 議第296号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 について 議第297号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 について.....	2
3	議第298号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について 議第299号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について 議第300号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について.....	8
4	議第301号「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について 議第302号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について 議第303号「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について	10
5	議第304号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第305号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について.....	11
6	議第306号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第307号「東部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第308号「東部大阪都市計画公園の変更」について.....	13

7	議第309号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	
	議第310号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について	
	議第311号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について	
	議第312号「南部大阪都市計画公園の変更」について.....	15
8	議第313号「北部大阪都市計画道路の変更」について	
	議第314号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	17
9	議第315号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	19
10	議第316号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	22
11	都市計画道路の見直しについて.....	22
12	みどりの風促進区域について.....	25

1 開会

午後2時開会

【司会】 大変お待たせをいたしました。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成22年度第3回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、総合計画課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の審議会の運営について、ご報告とお願いがございます。今回の審議案件につきましては、件数が大変多く、関係する市町村の臨時委員及び臨時幹事が、議案ごとに交替することとなりますので、移動に多少お時間をいただく事になります。何卒ご理解の程お願いいたします。

次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は11点ございます。1点目、配布資料一覧及び委員配席表。2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。3点目、議題及び付議案件一覧並びに委員・幹事名簿。4点目、資料1、議案書（その1）。これは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る議案書でございます。5点目、資料2、議案書（その2）。これは、議案書（その1）以外の案件に係る議案書でございます。6点目、資料3、審議会資料。これは、議案書（その2）の案件に係る資料でございます。なお、資料1と3に正誤表を1枚づつはさみこませていただいております。続きまして、7点目、資料4「区域区分及び用途地域の変更一覧」。8点目、資料5「平成22年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方」及び「都市計画の変更に対する意見書の要旨」でございます。「公述人の意見に対する考え方」につきましては、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、東部大阪都市計画区域区分の変更、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、東部大阪都市計画道路の変更でございます。また、意見書の要旨につきましては、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、東部大阪都市計画道路の変更となっております。9点目、資料6、平成22年度第2回大阪府都市計画公聴会速記録です。10点目、資料7、都市計画道路の見直しについて。11点目、資料8、みどりの風促進区域についてでございます。以上でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配布させていただきます。漏れている資料はございませんでしょうか。

次に、本日は、委員31名の方々のうち、21名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行なわれますので、よろしくお願いいたします。それでは、審議会の開会にあたり、都市整備部技監の村上からご挨拶をさせていただきます。

【都市整備部技監】（村上毅君） 都市整備部技監の村上でございます。平成22年度第3回大阪府都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。そして、日頃から都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に、格別のご協力、ご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の審議会におきましては、大阪府における今後10年間の都市計画の方針を決定する重要な計画である、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの改定につきまして、大阪府域の北部、東部、南部の3区域に関し、ご審議いただくこととしております。

また5年ぶりの、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の一斉見直し、いわゆる線引きの見直しにつきましても審議案件とさせていただきます。

この線引きの見直しに関連した用途地域の変更や、都市計画道路の変更に係る議案など、全体で22件の審議案件と、加えまして2件の報告案件がございます、案件が大変多くなっております。

委員の皆様方には、ご負担をおかけすることになるかと存じますが、簡潔な説明に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

2 議第295号「北部大阪都市計画区画の整備、開発及び保全の変更」について 議第296号「東部大阪都市計画区画の整備、開発及び保全の変更」について 議第297号「南部大阪都市計画区画の整備、開発及び保全の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 本審議会の会長を務めております、岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、本日も忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。それでは、ただ今から、平成22年度第3回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回、ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を含みます22の議案でございます。それでは、最初にご審議いただきますのは、議第295号から297号としてございます。この3つの議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 大阪府都市整備部総合計画課長の梶山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第295号から297号までの「北部・東部・南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の変更について、共通する部分が多いので、一括して説明いたします。全文を資料1「議案書その1」にまとめております。

都市計画区域マスタープランの骨子については、これまで本審議会で、2回ご報告しておりますが、本日もご審議をお願いするものでございます。

本マスタープランは、3区域とも、前の画面に表示のように、全体で5章構成としております。

第1章の「都市計画区域マスタープランの概要」では、現行のマスタープランの目標年次が平成22年であること、平成18年7月に本審議会から答申いただいた「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」を踏まえ、昨年10月に策定した大阪府国土利用計画（第四次）に適合させて改定を行うものです。本マスタープランは、今後10年間の都市計画の決定の方針などを定めるもので、市町村の都市計画マスタープラン及び大阪府や市町村が定める都市計画は、本マスタープランに即するものとされており、都市計画を定める際に、極めて重要な計画でございます。

本マスタープランにおける都市づくりの将来像は、大阪府国土利用計画（第四次）の土地利用の将来像である、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安心・安全な大阪」とし、都市づくりの基本方針も同様に「国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成」、鉄道駅を中心とした「集約・連携型都市構造の強化」、「みどり豊かで環境負荷も少ない、また災害に強い都市・地域づくりの推進」などとしております。

第2章の「都市計画区域の特徴」では、今後10年間で大幅な人口減少が予測されており、各区域において4万人から9万人が減少し、あわせて15歳から64歳までの生産年齢人口が大幅に減少すると予測されていると示しております。土地利用については、これまでの成長社会の中で、市

街化区域の拡大等により農地や森林の面積が減少するとともに、工業用地も減少しており、大阪経済の活力の低下が懸念される状況にあります。また、いずれの都市計画区域も、鉄道駅から半径1キロメートルの範囲に人口の概ね7割以上が集中し、鉄道駅を中心とした人口分布となっております。

第3章の「区域区分の決定に関する方針」では、本マスタープランの改定と同時に「第6回区域区分変更」を実施するため、その基本的な考え方を定めており、本格的な人口減少、超高齢社会の到来などを踏まえ、住宅系市街地の拡大を抑制することを基本とし、市街化区域への編入は、主要な幹線道路沿道において産業系土地利用を誘導する場合や、鉄道駅周辺での住宅整備、既成市街地においては、地区計画により新たに土地利用を誘導する場合など、特に必要なものに限定しています。

また、新市街地として市街化区域に編入する際は、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業や地区計画などの都市計画決定を行うとともに、緑被率20%以上を確保する事としています。

さらに、本マスタープランは10年後を目標に都市計画の基本的な方向を定めるものであることから、今後10年間の区域区分の基本的な考え方を「第7回区域区分変更の考え方」として定めており、今後は更なる住宅系市街化区域の拡大を抑制するため、既成市街地については、原則、市街化区域に編入しないこととしています。

また、主要な幹線道路沿道や鉄道駅周辺において計画的にまちづくりを進める必要がある区域は、事業の実施が確実となった時点で、区域区分の一斉見直しの時期に係わらず、随時市街化区域への編入が可能となるよう保留区域と定めており、第二京阪道路や阪神高速大和川線の沿道、JR島本駅周辺など、その位置を28ページ、98ページ、170ページに示しております。

用途地域の指定の方針では、本マスタープランの改定と同時に行う第6回一斉見直しについて、幹線道路沿道等における産業振興や都市景観の向上、準工業地域など混合系用途地域の指定時の適切な土地利用の誘導、土地利用転換等により創出された良好な住環境を保全するために、特別用途地区や地区計画などを活用することとしています。

市街化調整区域の土地利用の方針では、市街化調整区域は維持・保全することを基本とし、特に周辺山系の維持・保全や農空間の保全・活用の取り組みを進めることとしています。また、市街化調整区域において、適切な土地利用の誘導を図る地区計画は、市町村が定めるものですが、市街化調整区域固有の資源や既存ストックを活かした土地利用を図り、その魅力を最大限に引き出すため、既存集落地域や幹線道路沿道、鉄道駅周辺等の地区計画の対象となる地域を示すとともに、地域の実情に応じた運用を図ることが望ましいとしています。

都市防災に関する方針のうち、市街地の不燃化対策では、防火・準防火地域の指定割合が、東京都全体で約8割に達していることに対し、大阪府全体では3割にも満たない状況を示しています。

実建ぺい率が60%を超えると焼失比率が急激に上昇するという研究成果も踏まえ、市街地の延焼防止を図るためには、準耐火建築物等の混成比率を高め、延焼速度を遅らせていくことが必要なことから、指定建ぺい率60%以上の区域を対象に、原則として、準防火指定を促進することとしています。

第4章の「都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針」の交通施設の整備に関する方針では、公共交通を中心としたまちづくりを促進するとともに、近畿地方交通審議会答申第8号を踏まえ、都市高速鉄道ネットワークの充実に向けた検討を行うこととしています。また具体的には、各区域で、JRおおさか東線の整備推進、近鉄奈良線や南海本線などの連続立体交差事業の推進、関西国際空港へのアクセス強化を図るための公共交通ネットワークの検討等を例示しています。また道路については、バイパス整備や交差点改良による効率的なネットワークを形成するとともに、歩行者・自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化を進めることとしています。併せて各区域で、

名神高速道路や大阪都市再生環状道路、府県間連絡道路の整備も進めることとしています。

下水道整備の方針では、未整備地域の整備を促進するほか、整備済区域における未接続の早期解消を図ること等としています。

河川整備の方針では、河川整備委員会で議論された「今後の治水対策の進め方」によることとし、東部大阪では、引き続き寝屋川総合治水対策を実施していきます。またスーパー堤防については、阪神高速大和川線との一体整備など、まちづくり等複合的に効果のある事業中地区に限定し、整備されるよう国に働きかけることとしています。

市街地開発事業の方針では、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの継続中の事業について、進めることとしています。

都市計画施設等の見直しの方針は、都市計画道路の長期未着手路線の見直しなどを進めることを位置づけています。

住宅・住宅地の方針では、人口減少社会等に伴い生じた空き地や空き家を、みどりの確保や福祉・生活サービス機能等へ転換することが必要であることや、密集市街地の整備促進、千里・泉北ニュータウン再生の取組を進めることとしています。詳細は、現在改定作業中の「住宅まちづくりマスタープラン」によることとしています。

第5章の「都市魅力の創造」では、都市環境に関する方針で、低炭素社会の実現のため、歩いて暮らせるまちづくりを促進することや、ヒートアイランド対策として「みどりの風の軸」によるクールスポットの形成を進めていくこと等としています。

みどりの大阪の推進では、昨年度に策定いたしました「みどりの大阪推進計画」によることとし、緑地を府域面積の4割以上、市街化区域における緑被率20%の確保、大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を約5割から約8割に増加させる目標などを踏まえ、みどり豊かなセミパブリック空間の重点的な創出により、府民実感につながる「みどりの風の軸」の形成を図るため、「みどりの風促進区域」を定めることとしています。

最後に、都市景観に関する方針です。大阪府の景観形成は、広域的な観点から、幹線道路沿道等の一定の区域について、高さ20メートル又は建築面積が2,000平方メートルを超える大規模な建築物等を対象とした届出制度による対応を行っています。しかし、都市魅力を創出するには、地域固有の歴史や文化、風土等に根差した都市景観と創造が重要であるとしており、すべての市町村が、地域の特性に合わせ、無電柱化、みどりの空間の確保、屋外広告物の規制、建物高さといった政策を総合的に行う、きめ細かな景観計画を策定することが重要であるとしています。

以上が、本マスタープランの概要です。

関係市町村に対しまして、都市計画法第18条第1項に基づき、意見照会を実施したところ、異議なしという回答を全市町村からいただいておりますが、茨木市からは「都市計画区域マスタープランの運用にあたっては、市と十分に協議すること」という意見が追記されています。

「北部大阪都市計画区域マスタープランの変更」につきまして、公聴会で公述人を募集しましたところ、1名の方が公述され、都市計画法第17条の案の縦覧に対しては、公述された方を含む10名の方から10通の意見書が提出されました。

公述意見とその方々からの意見書の内容は同じ趣旨であり、残り9通の意見書の内容も同様の趣旨です。これらの公聴会の内容と意見書の要旨は、資料5にまとめておりますが、どちらも「島本町のJR島本駅周辺地区の保留区域の設定について撤回を求める」というものです。この地区の地権者は54名ですが、このうち、意見書を提出された方は1名の方です。

まず、意見書の要旨の説明の前に、保留区域について説明いたします。保留区域とは、区域区分の一斉見直しの時期に係わらず、事業の実施が確実となった時点で、随時市街化区域への編入が可能となる区域のことを言います。しかし保留区域の設定によって、市街化区域の編入が担保される

ものではなく、今後、まちづくりの具体的な検討が計画され、地元の合意形成が図られた場合に、市街化区域への編入を行うものです。これまでも、保留区域を定めていながら、地元の合意形成が図られず、市街化区域への編入に至らなかった地区もあります。

意見書にある保留区域の撤回を求める理由は、主に次の五点です。

1点目は、「住宅数が世帯数を上回っていることを踏まえれば、既存の住宅が空き家化する。既存の市街化区域内の高度利用や低未利用地の有効利用を優先すべき」という、マスタープランとの整合性に関するものです。これに対する府の見解は、本マスタープランは、住宅系市街化区域の拡大を抑制することを基本とする一方、集約・連携型都市構造を強化するため、鉄道駅の徒歩圏については、市街化区域に編入できるものとしています。また、本地区の農地の一部が、青空駐車場や資材置き場に転用されており、このような土地利用が進むことも危惧されることから、地権者を中心に駅前の立地特性を活かしたまちづくり構想の検討がなされているため、本地区を保留区域に設定することは妥当と考えています。

2点目は、「島本町は、都市計画法第16条に基づく公聴会等を開催していない。また、島本町広報には、縦覧や意見書提出機会が記載されていない」という、本マスタープラン作成にあたっての手続きに関するものです。これに対する府の見解は、都市計画決定権者である大阪府が公聴会や縦覧を実施しており、縦覧等の実施について、島本町も広報に掲載していただいているというものでございます。

3点目は、「島本町は、地権者に通知や説明もせずに素案を提出している」や「地権者により構成される勉強会は、島本町民には一切非公開で行われており、島本町は、まちづくりへの住民参加を否定している。また、農地所有者だけでなく、島本町民の意見を聞きながら進めること」といった、住民参加に関するものです。これに対する府の見解は、島本町は、地権者による勉強会等において説明を行っており、来年度早々に、地域住民の代表も参画した「まちづくり協議会」が設立されるとしているところで、島本町は、本協議会の議論等の情報を公開し、具体的なまちづくりの計画案を策定する際には、地権者以外の町民の意見も広く取り入れていきたいと考えているところです。

このほか、鉄道駅周辺の田園風景を守ることといった景観に関するものや、事業に関する意見が提出されています。これらに対する府の見解は、景観を保全、創出するためには、農地保全も含めて、計画的に議論されることが必要と考えており、島本町は、来年度改定予定の町の都市計画マスタープランに、専門家のご意見も踏まえながら、緑被率20%の確保や無電柱化なども考慮し、景観まちづくりの具体化を検討していくこととしています。事業に関しては、島本町やまちづくり協議会において、今後、具体的な検討が進めて行かれることとなります。以上のことから、保留区域の設定は妥当であると考えています。

「東部大阪都市計画区域マスタープランの変更」につきましては、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでしたが、「東部大阪都市計画区域区分の変更」の最初の案にあった枚方市の「東田宮・山之上地区」について、市街化区域の編入と同時に枚方市が定める地区計画案に対し、関係する地権者の3割の方から反対の意見書の提出があり、枚方市と協議した結果、計画的な市街地形成が担保されないとして、市街化区域への編入を見送ることといたしました。このため、関連する「区域区分の決定に関する方針」の市街化区域の規模の一部を変更し、平成23年1月20日から、再度、都市計画法第17条の案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

次に「南部大阪都市計画区域マスタープランの変更」については、公聴会で、堺市において不動産業を営んでいる府民の方1名が公述され、今回併せてご審議いただきます「南部大阪都市計画区域区分の変更」と併せて意見を述べられました。その内容は、資料5に取りまとめておりますので、

ご参照ください。まず、「区域区分の決定に関する方針」に関する意見が大きく3点ございます。

1点目といたしまして、「堺市域では、都市計画の手続きによらず、市条例により市街化調整区域での開発が許可されているため、それらの地域はすでに市街地を形成している地域であり、市街化区域に編入しなければならない」というものです。

これに対する府の見解は、条例による開発は、市街化区域に隣接、近接している区域で、新たな公共投資が必要でなく、併せて開発区域周辺の市街化を促進するおそれがない場合に例外的に開発が認められるものであり、計画的な市街化を図るために行う区域区分の趣旨とは異なるため、開発が完了したという理由で単純に市街化区域に編入するものではありません。

2点目といたしましては、「新たに市街化区域へ編入する区域は、緑化の目標（緑被率20%）を確保する」と記載しているが、これは市民に過度な負担を強いるものであり、補助金の助成が必要な制限である」というものです。これに対する府の見解は、緑化の目標は、公園や公共施設の緑化も含め区域全体で取り組むものであり、個人の敷地だけに緑被率20%を義務づけるものではなく、府民に過度の負担を強いるものではありません。

3点目といたしましては、「新たな住宅系市街地の市街化区域の編入を、鉄道駅から500メートルとする指定は、地域差別になるものであり、駅周辺に限定することは地域特性を考慮しておらず誤りである」というものです。これに対する府の見解は、本格的な人口減少・超高齢社会を迎え、人口密度の低下による日常生活における利便性や行政サービスの効率性の低下などを防ぎ、集約・連携型社会を実現するために、新たに住宅系市街地の市街化区域への編入は、鉄道駅周辺の徒歩圏に限ることが必要と考えています。

次に「都市防災に関する方針」に関するものでございます。「準防火地域の指定により損失を受ける者があれば、大阪府はそれぞれの損失を補償すべき。この補償問題について大阪府は説明する義務がある」というものです。これに対する府の見解は、大規模な地震による市街地大火等から、府民の生命・財産を守るためには、準防火地域の指定を促進し、その地域に住む一人ひとりが、お互いに燃えにくい建物を建てることで、延焼しにくいまちづくりが進められることが必要であり、補償は考えていないというものでございます。

なお、「南部大阪都市計画区域マスタープランの変更」について、都市計画法第17条の案の縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。しかし、「南部大阪都市計画区域区分の変更」において、都市計画法第17条の最初の案の縦覧を行いましたところ、高石市取石地区の市街化区域編入について、大阪府に対して、地権者9名から連名で1通、意見書の提出がありました。意見書の内容は、「営農を希望しており、市街化区域への編入に反対」というものです。

本地区は、幹線道路沿道において、市街化区域編入と同時に地区計画を定め、高石市が道路、緑地等地区施設を整備し、新たに沿道型の商業施設などの立地を誘導しようとするものですが、地区計画に関係する地権者でもあることから、計画的な市街地が担保できないため、市と協議をした結果、市街化区域への編入を見送ることにいたしました。

しかし、これまで市街化区域編入に向けた経過や賛成の地権者もいらっしゃることを踏まえ、市と協議の結果、地元と合意ができれば、その時点で市街化区域へ編入できるよう、本地区を保留区域と設定することとし、「区域区分の決定に関する方針」に本地区を保留区域と位置づけるなど、関連する箇所を一部修正し、平成23年1月20日から、再度、都市計画法第17条の案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けましたこれら議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 まずは質問します。北部大阪のマスタープランについてであります。この中に

島本町で保留フレームを設定するという内容が盛り込まれております。私は、たまたまなんですけども、去年の4月頃にこのJR島本駅に立ち寄ることがありまして、ホームに立ちますと、背後に天王山があって、その前に田畑広がっております、駅のホームから島本町の雄大な自然が間近に見れ、これは大変良い景観だなと感激しました。島本町に住んでいる人は幸せだなと。ただ、その時はそう感じただけなんですけども、今日議案になって見ますと、実はこれだけの素晴らしい景観は、市街化調整区域のままだからあるんだなということが改めてわかりました。ところが、その島本町駅西側の田畑が保留フレームになる。随時、市街化区域に編入できるような位置に移行しようというのが今回の提案になっています。

この提案に先立って、島本町は一昨年の7月にJR島本駅西側の農地利用に関するアンケートというのをやっております。そのアンケートによりますと、回答者36人中20人が市街化区域編入を望まず、市街化区域にしてほしいという方は12人。市街化区域にしてもらったら困るという方が20人。市街化区域の編入を望まず、従って保留フレームに入れる必要もない、そういう方が過半数を占めている。そして、先ほど言いましたように、得がたい景観がそこにある。そういうところをなぜ保留フレームに入れるのか、さっぱりわかりません。住民の合意があるとか、いろいろとそれなりの理由が無かったら、議案にすべきでないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【会長】（岡田憲夫君） それでは幹事、説明をお願いします。

【幹事】（梶山善弘君） 先ほど説明いたしました通り、保留区域の設定というのは、イコール市街化区域の編入をするものではなく、これから随時、市街化区域に編入することができるというものでございます。確かに良い景観であることは、私も現地へ行ってよくわかります。ただし、平成20年3月に新駅がここにできるまでは、駅も無かったわけございまして、調整区域という事で一定の保全がなされていたとは思いますが、駅に極めて近接した地域でございますので、いろんな開発圧力があります。そういう開発するという事、あるいは保全する事、それを棲み分けてきちっとした計画を立てていくことが重要であると思っております。

島本町といたしましては、これからいろんな協議会を開いて議論をしていくということでございます。先ほどの説明でも申し上げました通り、保留区域にしたからといって、それが必ずしも市街化区域にならなかったケースもありましたので、これから町のほうで十分協議して、議論させていただきたいと思っております。そういったことから、保留区域の設定のそのものについてはそんなにおかしな事ではないと考えております。

【会長】（岡田憲夫君） 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 市街化区域に編入するのと保留フレームに入れるのとでは、イコールではないということですね。確かに言葉通り、保留フレームですから、イコールでないことは確かですけども、ただ市街化区域に編入しやすいということは紛れもない事実です。ここについては、地権者の方のアンケートによると、過半数が市街化区域に編入してほしくないとおっしゃっておられるわけですから、わざわざ市街化区域に編入しやすいような保留フレームに入れる必要はないのではないかとということが1点です。

そしてもう1点、先ほど確かに景観が良いと認めていただいた。しかし、新駅ができたからまた話が変わって来たとおっしゃっていました。私は、新駅のホームの上に立ってみたら素晴らしい景観だったと申し上げたんです。新駅がある、その駅前に、この素晴らしい景観があるというのをぜひとも守りたいと思うのは、私1人の意見ではない。むしろ今日はパワーポイントがあるんですから、その景観をダーンと出していただいたら、これは市街化区域にできないなという皆さんの共感を得られたのではないかと思うんです。折角パワーポイントを使いながら、そういう準備もせず、現地はこういう状態なんですということを、きちっと紹介せずにこういう案を入れるというのは、私はおかしいと思います。お答えできることがあれば答えてください。

【会長】（岡田憲夫君） では、幹事からもう一度。

【幹事】（梶山善弘君） 景観に関しては、都市計画区域マスタープラン全体の中で、これから大事だという事で進めていかななくてはならない課題であると申し上げました。こういうところで仮に開発を進めるとすれば、景観にも配慮した良好な市街地を形成する、あるいは営農を希望される方については営農が希望できる、そういう棲み分けをきちっとした計画が必要であると認識しております。

【会長】（岡田憲夫君） 堀田委員。

【堀田委員】 時間がないようですので、2点だけ申し上げます。今の説明で、景観は大事だとおっしゃたけれども、その景観というのは、田畑が広がっているということによって得られている景観です。だから市街化区域になっても、田畑とかが広がっている状態が残るんでしたら、市街化区域にする必要はどこにもないわけですよ。ですから、今の説明は非常に自己矛盾に満ちているということを指摘しておきます。

これ以外に、北部大阪都市計画については、新名神や国際文化公園都市、水と緑の健康都市などの大型開発推進の方針になっています。東部大阪都市計画についても、新名神などの大型開発推進の方針になっています。そして南部大阪都市計画については、りんくうタウンや阪南スカイタウンなどの大型開発を、これからも推進していく方針としております。私は、こういう大型開発は、大阪の自然を破壊し、大阪府の財政を破壊していくものだからかねてから反対してきましたけれども、こういう方針が盛り込まれたマスタープランには引き続き反対することを表明します。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、反対ご意見が出たということですが、その他ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。その他ご意見、ご質問がなければ、これら議案につきましてはご異議がございますので、採決をいたします。なお、この3つの議案につきまして、一括して採決する事にご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、一括して採決をさせていただきます。この3つの議案、議第295号、第296号、第297号、これらを原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

それでは挙手多数でございますので、これら議案は原案どおり可決されました。

3 議第298号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第299号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第300号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次にご審議いただきますのは、議第298号から300号でございます。この3つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第298号から300号までの「北部・東部・南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について一括してご説明いたします。資料2「議案書（その2）」の1ページから35ページ、資料3「審議会資料」の1ページから29ページです。

「都市再開発の方針」は、都市再開発法で都市計画に定めることが位置付けられており、「計画的な再開発が必要な市街地」、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」、いわゆる「再開発促進地区」を定めるものです。

その目的は、駅前などの地域の拠点で駅前広場、道路等の基盤施設が未整備で、十分に都市機能が発揮されていない地区や、土地の高度利用を図るべき地区、防災上課題のある地区などの再整備を促進するため再開発の方針を定めるものです。策定効果は、国及び地方公共団体に事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じ、地区の指定により事業用資産の買換え特例や軽減税率など税制の特例の適用や、地方公共団体に対する資金の貸付の適用などを受けることが可能となります。

「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」についてですが、現在、「計画的な再開発が必要な市街地」を6地区指定し、そのうち「再開発促進地区」を1地区で指定しています。今回の変更で、別表1「計画的な再開発が必要な市街地」について、事業の完了に伴う削除など一部文言の修正を行います。別表2「再開発促進地区」については、2地区を追加するとともに、都市計画道路の名称の変更など一部文言の修正を行います。

番号207-1-2「JR高槻駅北東地区」は、平成16年度に都市再生特別措置法に基づき指定された都市再生緊急整備地域に含まれており、平成20年度には土地区画整理事業・都市計画道路の都市計画決定などを行っており、現在事業中であることから、また番号207-1-3「大学町地区」は、都市再生緊急整備地域に含まれているとともに、都市再生特別地区・特別用途地区の都市計画決定を行っており、地区内では大阪医科大学が計画的に文教・医療施設の建替えを進めていることから、今回追加するものです。

次に「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」についてですが、現在、枚方市、寝屋川市、門真市で、「計画的な再開発が必要な市街地」を6地区、そのうち「再開発促進地区」を4地区で指定しております。また、大東市、東大阪市、柏原市では、「計画的な再開発が必要な市街地」を6地区、そのうち「再開発促進地区」を11地区で指定しております。今回の変更で、別表1「計画的な再開発が必要な市街地」について、1地区を追加するとともに、鉄道駅名の変更など一部文言修正を行います。

新たに追加する番号210-3「京阪光善寺駅周辺地区」は、鉄道の連続立体交差事業を契機に、地域の拠点にふさわしい商業・文化機能の集積を図るものです。別表2「再開発促進地区」について、文言の修正を行うとともに、事業が完了した地区を削除し、新たに整備が必要な地区の追加を行います。

番号221-1-1「JR柏原駅西口地区」は、市街地再開発事業が完了したため削除するとともに、「JR柏原駅東口地区」を、駅前広場、道路等の公共施設整備による都市機能の更新と土地の有効利用を図り、災害に強い活力のある街を目指すため新たに追加するものです。

次に「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」についてですが、現在、堺市、高石市で、「計画的な再開発が必要な市街地」を14地区、そのうち「再開発促進地区」を15地区で指定しております。また、それ以外の市において、「計画的な再開発が必要な市街地」を6地区、「再開発促進地区」を3地区で指定しております。今回の変更で、別表1「計画的な再開発が必要な市街地」について、市の総合計画との整合や一部事業の完了などに伴い、15地区の文言修正を行います。別表2「再開発促進地区」について、市の総合計画との整合や一部事業の完了などに伴い、14地区について文言の修正及び地区の削除を行います。

「北部・東部・南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」につきまして、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に際しての意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今、幹事から説明を受けましたこれら議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。もし、ご意見等がないようでしたら、表決に入りたいと思います。まず、この3つの議案につきまして一括して表決を行うことにご異議ございませ

んでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ご異議がないようですので、この3つの議案につきましては一括して表決を行います。議第298号、第299号、第300号、これらを原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

4 議第301号「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について 議第302号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について 議第303号「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

【会長】(岡田憲夫君) それでは、次にご審議いただきますのは、議第301号から303号でございます。この3つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】(梶山善弘君) 議第301号から303号までの「北部・東部・南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について一括して説明します。資料2「議案書(その2)」の37ページから53ページ、資料3「審議会資料」の31ページから51ページです。

「防災街区の整備の方針」は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律で都市計画に定めることが位置付けられており、先程の都市再開発の方針と重複する地区もありますが、特に密集市街地の防災性の向上を図る観点から、改めて「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」、いわゆる「防災再開発促進地区」を定めているものです。

その目的は、道路等の基盤施設が未整備で、狭小な敷地に老朽化した建築物が建ち並び、防災上危険な密集市街地について、公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化の促進など防災性向上のための取組み方針を明らかにするものです。策定効果は、国及び地方公共団体に、事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じるとともに、具体的な事業の実施の方針をあらかじめ関係権利者等に明らかにすることができ、また、延焼等危険建築物に対する除却勧告、防災街区整備地区計画の導入等が可能となります。

これまで、「防災街区の整備の方針」には、別表として「防災再開発促進地区」を定めていますが、一般的な市街地や密集市街地において規制誘導による防災性の向上を促進するため、今回前文として「市街地の整備の方針」を追加することとしています。

その内容としまして、3点挙げています。まず1点目として、市街化区域において、原則、都市計画で建ぺい率60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。準防火地域の指定により、2階建以下かつ床面積500平方メートル以下の建物については、延焼の恐れのある部分をモルタル塗りの外壁や網入りガラスなどとし、3階建又は床面積500平方メートルを超える建物は、さらに火災にあっても建物全体が一定時間壊れずに耐えるよう、柱、壁、床などに耐火性能を備えた準耐火建築物以上とすることにより、火災に対する安全性の向上が図られます。

密集市街地については、火災による延焼の危険性が高いことから、2点目として、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等を定めることにより、原則すべての建物について耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に、避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導することとします。耐火建築物・準耐火建築

物への建替え誘導にあたっては、狭小敷地での建替え促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の弾力的な運用等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとします。

3点目として、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区」にあつては、「防災再開発促進地区」を指定し、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとするものでございます。

「北部・東部・南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」につきまして、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に際して意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今幹事から説明を受けましたこれら議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、これらの議案につきましては、ご意見、ご質問がないようですので、表決に入ります。まず、この3つの議案につきまして、一括して表決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、この3つの議案につきましては一括して表決を行います。議第301号、第302号、第303号、これらを原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

5 議第304号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第305号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次にご審議いただきますのは、議第304号及び第305号です。この2つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第304号及び305号の「北部大阪都市計画区域区分及び用途地域の変更」についてご説明いたします。

大阪府では概ね5年ごとに、府下一斉に区域区分（線引き）の見直しを実施しており、今回は第6回目の一斉見直しとなります。議案の説明に先立ち、区域区分と用途地域を見直す際の基本的な考え方について説明いたします。

区域区分の変更は、先ほどご承認いただきました「都市計画区域マスタープラン」の「区域区分の決定に関する方針」及び平成21年1月策定の「第6回区域区分変更についての基本方針」に基づき変更を行うものです。

用途地域の見直しは、これまで都市計画法の改正に伴う変更、区域区分にあわせた定期見直しによる変更のほか、市街地開発事業や地区計画による計画的な市街地の整備が明確になった時期に行ってまいりました。今回は区域区分の変更と同様に「都市計画区域マスタープラン」の「用途地域の指定の方針」及び平成21年3月策定の「用途地域の一斉見直しの考え方について」に基づき変更を行うものです。

区域区分の変更を行うことに伴い、計画的な土地利用と良好な市街地の形成を図るため、新たに用途地域を指定する他、市街化区域の用途地域について「駅周辺拠点の整備」、「駅周辺道路沿道の利便施設の立地誘導」、「幹線道路沿道にふさわしい土地利用とするための用途の緩和」、「操

業を継続するために必要な用途地域の変更」、「良好な住環境の保全」に対応した変更を行います。なお、用途地域内の建築物の制限内容を記載した別紙の表も併せてご参照ください。

では、議案の説明をいたします。資料2「議案書（その2）」の55ページから61ページ、資料3「審議会資料」の53ページから72ページです。今回、区域区分を変更する対象としておりますのは、「既成市街地として市街化区域へ編入する区域」が1地区、「界線の整理を行う区域」が1地区の合計2地区です。この変更の結果、市街化区域の面積は約3ヘクタール増加し、約1万9,099ヘクタールになります。用途地域を変更するのは、合計23地区です。なお、各地区の位置図につきましては、資料3の57ページをご覧ください。

それでは、「区域区分の変更」に係るものから、ご説明いたします。「1-1. 池田市畑五丁目地区」については、区域区分の境界線を明確にするため、新たに改修された側溝等に合わせて界線を整理するものです。

このように界線整理は、区域区分及び用途地域の境界が道路、河川等の新設・改良等により不明確になった場合や、境界としていた行政界に変更があった場合に、境界を明確にするために単純に境界線を変更するものであり、その他、界線整理による地区は、資料のとおりです。

「3-1. 茨木市山手台東町地区」については、茨木市開発審査会の議を経て開発が許可された住宅地で、既に良好な市街地が形成されていることから市街化区域に編入し、良好な住環境の保全を図るため、第1種低層住居専用地域を指定するものです。なお、本地区については、良好な住環境の保全を図るため、既に地区計画が定められています。

次に市街化区域で用途地域のみを変更する案件につきましてご説明いたします。「駅周辺拠点の整備」を図るものとして、「2-16. 吹田市千里山駅周辺地区」は、阪急千里線千里山駅前において、都市再生機構の千里山団地の建替事業による駅周辺整備に合わせて、商業施設の立地等、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、近隣商業地域に変更します。なお、同時に吹田市が地区計画を定め、一戸建て住宅やぱちんこ店等の建築を制限します。同様に「2-5. 吹田市岸辺南地区」についても、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、近隣商業地域に変更します。

次に「駅周辺道路沿道の便利施設の立地誘導」を図るものとして、「2-19. 吹田市服部西之庄線沿道（出口町・泉町の一部）地区」は、阪急千里線豊津駅に近接し、国道423号（新御堂筋線）と大阪高槻京都線を結ぶ都市計画道路（服部西之庄線）に面する地区において、商業施設等の誘導を図るため、第1種住居地域に変更し、店舗等の床面積制限を緩和します。

次に「幹線道路沿道にふさわしい土地利用とするための用途緩和」を行うものとして、「3-2. 茨木市五日市緑町・畑田町地区」は、国道171号の沿道であり、名神高速道路茨木インターチェンジにも近接する交通利便性の高い地区において、今後、交通利便性に優れた立地を活かし、事業所等の誘導を図るため、沿道50メートルを準工業地域に変更します。なお、同時に茨木市が地区計画を定め大規模店舗や学校、病院等の建築を制限します。同様に「2-17. 清水（吹田IC周辺）地区」他1地区についても幹線道路沿道にふさわしい土地利用とするための用途を緩和します。

次に「良好な住環境の保全」を図るものとして、「2-2. 吹田市山田西三丁目（一部）地区」は、企業所有のグラウンドから戸建て住宅地へ土地利用転換された地区の良好な住環境の保全を図るため、第2種低層住居専用地域に変更します。同様に「2-1. 吹田市大阪高槻京都線沿道地区」他2地区についても、良好な住環境の保全を図るための変更を行います。各地区の説明は以上です。

「北部大阪都市計画区域区分及び用途地域の変更」につきましては、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に際しての意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今幹事から説明を受けましたこれらの議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、これら議案につきましては、特にご意見、ご質問が

ないようですので、表決に入ります。まず、この2つの議案につきまして一括して表決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、ご異議がないようですので、この2つの議案につきましては、一括して表決を行います。議第304号及び第305号、これらを原案どおり承認することにつきましてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

6 議第306号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第307号「東部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第308号「東部大阪都市計画公園の変更」について

【会長】(岡田憲夫君) それでは、次にご審議いただきますのは、議第306号から308号です。この3つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】(梶山善弘君) 議第306号から308号までの「東部大阪都市計画区域区分、用途地域及び公園の変更」について一括してご説明いたします。資料2「議案書(その2)」の63ページから73ページ、資料3「審議会資料」の73ページから99ページです。

今回、区域区分を変更する対象としておりますのは、枚方市から四條畷市に至る区域で、「既成市街地として市街化区域へ編入する区域」が12地区、「界線の整理を行う区域」が4地区の合計16地区です。この変更の結果、市街化区域の面積は、約75ヘクタール増加し、約2万4ヘクタールになります。用途地域を変更するのは、合計22地区です。なお、各地区の位置図については、資料3の77ページをご覧ください。

それでは、区域区分の変更に係るものからご説明いたします。まず既成市街地です。「1-2. 枚方市藤阪地区」については、市街化調整区域の大規模開発などにより開発が完了した住宅地、病院や公園等の公共施設からなる区域で、既に市街地を形成していることから、市街化区域へ編入するものです。既存の住環境を保全するため、第一種低層住居専用地域を、住宅や一定規模の生活利便施設など適切な土地利用を誘導するため、第二種中高層住居専用地域や第一種住居地域を指定します。なお同時に、枚方市が本区域内の国家公務員枚方体育センター跡地について、新たに住宅地としての土地利用を誘導するため藤阪東町地区地区計画を定めます。また、低層住宅が立地している地区については、良好な住環境を保全するため王仁公園地区地区計画を定めます。なお、藤阪東町地区地区計画の区域は、新たに市街化区域へ編入し、土地利用転換を図ることから、区域全体で緑被率20%を確保することとしています。

「1-3. 枚方市春日西町地区」、「2-1. 交野市幾野六丁目地区」については、当初線引き以前から隣接する工業地域と一体的に土地利用がなされている工場等で、新たに工場の事業展開を図ることが可能となるよう、市街化区域へ編入し、工業地域を指定するものです。

「3-1. 寝屋川市宇谷地区」については、既存宅地確認制度により開発された共同住宅や線引き以前から操業している工場、学校やごみ焼却場等の公共施設からなる区域で、既に市街地を形成していることから、市街化区域へ編入するものです。市街化区域編入に伴い、住宅や学校等が立地する区域は、住環境を保全するため第一種住居地域を指定し、府道枚方交野寝屋川線沿道については、沿道系の土地利用を誘導するため第二種住居地域を指定します。また、工場やごみ焼却場等が

立地する区域は、準工業地域を指定します。なお同時に、寝屋川市が用途地域指定と併せて建築物等を適正に誘導するため地区計画を定めます。その他、既成市街地として市街化区域へ編入する地区は、資料のとおりです。

「1-5. 枚方市山田池東地区」については、「東部大阪都市計画公園の変更」と関連がございますので、資料3「審議会資料」97ページも併せてご覧ください。山田池公園は、昭和44年2月に山田池を中心とした貴重な自然景観などの風致を生かした広域公園として、面積約75.2ヘクタールで都市計画決定されました。今回、公園整備が完了した区域について、公園区域の境界の一部変更を行うものです。この変更により、山田池公園の面積は75.8ヘクタールとなります。現在では概ね公園整備が完了しており、機能上、面積規模も現都市計画と同等以上確保されているものと考えています。この変更に伴い、都市計画公園区域境界線に合わせて定めていた区域区分と用途地域の界線の整理を行うものです。

次に、市街化区域で用途地域のみ変更する案件につきましては、「駅周辺道路沿道の利便施設の立地誘導」を図るものとして、「6-1. 八尾市志紀町一丁目・三丁目・天王寺屋二丁目地区」については、JR志紀駅周辺は、八尾市の都市計画マスタープランで商業ゾーンに位置付けられています。本路線沿道には既に一定の商業業務施設が集積していますが、施設が老朽化しており、施設更新に合わせて、駅に近接する利便性を活かしたまちづくりを誘導するため、近隣商業地域に変更し、店舗等の床面積制限を緩和します。同様に「4-3. 四條畷市忍ヶ丘砂線沿道地区」他2地区についても、駅周辺にふさわしい生活利便施設の立地を促進し、にぎわいを創出するため、店舗等の床面積制限を緩和するため用途地域を変更します。

次に「良好な住環境の保全」を図るものとして、「4-5. 四條畷市田原地区」については、四條畷市都市計画マスタープランにおいて、低層住宅地への土地利用転換が位置付けられていることから、周辺と調和する低層住宅地とするため第1種低層住居専用地域に変更します。なお、本地区は四條畷市が平成元年に決定した田原地区地区計画内にあり、用途地域の変更に合わせて近隣センター地区から低層住宅地区に変更します。各地区の説明は以上です。

「東部大阪都市計画区域区分、用途地域及び公園の変更」につきましては、公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。

しかし、先ほど「東部大阪都市計画区域マスタープランの変更」において説明させていただいたように、「枚方市東田宮・山之上地区」の市街化区域への編入を見送ることとしたため、「区域区分及び用途地域の変更」について案を変更し、平成23年1月20日から、再度、都市計画法第17条の案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にご意見・ご質問はございませんか。それでは、ないようですので、表決に入ります。まず、この3つの議案につきましては、一括して表決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ご異議がないようですので、この3つの議案につきまして一括して表決を行います。議第306号、第307号、第308号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） では、ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

7 議第309号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について
議第310号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について
議第311号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について
議第312号「南部大阪都市計画公園の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 次にご審議いただきますのは、議第309号から312号です。この4つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第309号から312号までの「南部大阪都市計画区域区分、用途地域、臨港地区及び公園の変更」について一括してご説明いたします。資料2「議案書（その2）」の75ページから89ページ、資料3「審議会資料」の101ページから153ページです。

今回、区域区分を変更する対象としておりますのは、松原市から阪南市に至る区域で、「新たに市街化区域へ編入する区域」は、「新市街地」が2地区、「埋立地」が6地区、「既成市街地」が9地区の17地区です。その他、「逆線引きする区域」が1地区、「界線の整理を行う区域」が12地区の合計30地区です。この変更の結果、市街化区域の面積は約126ヘクタール増加し、約3万5,314ヘクタールになります。用途地域を変更するのは、合計34地区です。なお、各地区の位置図につきましては、資料3の105ページ、125ページ、133ページをご覧ください。

それでは、区域区分の変更に係るものからご説明いたします。まず新市街地です。「1-1. 松原市西大塚二丁目地区」については、ため池を改廃し、幹線道路沿道機能を活かした沿道地区と後背地に良好な低層住宅地区の形成を図るため、区域区分の変更と同時に松原市が地区計画を定め、事業主体である地元の財産区が地区計画に沿った開発事業を実施する予定であり、計画的な開発事業の実施が確実であることから、市街化区域へ編入するものです。大阪中央環状線沿道については、流通倉庫など業務施設の立地誘導を図るため準工業地域に指定し、後背地については隣接する住宅地との調和を図るため第二種中高層住居専用地域に指定するものです。「9-1. 和泉市唐国町地区」については、幹線道路沿道の立地を活かし、商業系の店舗と物流サービス施設の立地を図るため、区域区分の変更と同時に和泉市が市街化区域の一部も含めて地区計画を定め、民間事業者が地区計画に沿った開発事業を実施する予定であり、計画的な開発事業の実施が確実であることから市街化区域へ編入し、準工業地域を指定し、残地である池は、周辺市街地と同様に第一種住居地域に指定するものです。なお、両地区とも、新たに市街化区域に編入し土地利用転換を図ることから、地区計画により区域全体で緑被率20%を確保することとしています。

埋立地についてご説明いたします。「11-1. 岸和田市岸之浦町地区」については、議第313号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」とも関連がございますので、資料3「審議会資料」147ページも併せてご覧ください。本区域のうち、5年以内に埋立事業が完了する見込みがある区域について、市街化区域へ編入し、準工業地域を指定するとともに、阪南港の港湾機能の確保と適正な土地利用の誘導を図るため、臨港地区を指定するものです。その他、埋立地として市街化区域へ編入する区域は、資料のとおりです。

既成市街地についてご説明いたします。「5-1. 河内長野市河合寺・末広町地区」については、「南部大阪都市計画公園の変更」とも関連がございますので、資料3「審議会資料」151ページも併せてご覧ください。

本地区は、学校教育法の認可を受けた私立学校の区域で、既に市街地が形成されている区域であり、今後、新たに建物の増築、改築等の可能性があることから、市街化区域へ編入し、周辺の土地利用との調和を図るため、第一種中高層住居専用地域を指定するものです。同時に河内長野市が、教育環境を保全するため地区計画を定めます。なお本校は、長野公園長野地区と接しており、区域区分及び用途地域の境界を都市公園区域境界としております。

長野公園は昭和32年4月に長野地区を、その後、3地区を追加し、合計約30.3ヘクタールを都市計画決定した広域公園です。このうち長野地区につきまして、公園としての土地利用の実態にあわせるため一部区域を追加し、山に親しむ風致公園として、森林景観等に配慮した区域の見直しを行うことにより、学校との敷地境界である尾根筋等を区域境界とするため、本案のとおり区域境界の一部変更を行うこととしております。今回の変更による公園面積の変更はありません。

「13-1. 泉佐野市日根野地区」については、市街化調整区域の地区計画による開発が完了した住宅地等であり、既に市街地を形成していることから、市街化区域へ編入し、良好な住環境を保全するため、第二種中高層住居専用地域を指定するものです。「15-2. 阪南市南山中地区」については、市街化調整区域の大規模開発で近隣センターの敷地として開発が完了した区域で、市街化区域へ編入し、新たに店舗や事務所等、計画的な土地利用を誘導するため第二種住居地域を指定するとともに、一部の界線を整理するものです。なお、阪南市が用途地域指定と併せて建築物等を適正に誘導するため地区計画を定めます。その他、既成市街地として市街化区域へ編入する地区は、資料のとおりです。

逆線引きについて説明いたします。「3-4. 大阪狭山市今熊五・六丁目地区」については、学校等の建設予定地として、第1回線引き見直しで市街化区域に編入しましたが、その後、建設予定地が変更され、現在も山林・農地のままで、計画的な市街地整備の見込みがないことから、市街化調整区域に編入し、用途地域を無指定に変更するものです。

次に、市街化区域で用途地域のみ変更する案件につきましては、「操業を継続するために必要な用途地域の変更」として、「3-5. 大阪狭山市今熊六丁目地区」については、工場が立地している現状に合わせ、準工業地域に変更します。「2-2. 羽曳野市学園前四丁目地区」についても、同様の趣旨で用途地域の変更を行います。

「駅周辺道路沿道の利便施設の立地誘導」を図るものとして、「3-6. 大阪狭山市大野台四丁目地区」で、病院や大学など周辺施設の利便性の向上を図るため、小規模な店舗が立地可能となるよう、第1種中高層住居専用地域に変更するものです。なお、周辺環境に配慮し容積率150%、建ぺい率60%とします。

次に「良好な住環境の保全」を図るものとして、「2-3. 羽曳野市羽曳が丘西七丁目地区」については、土地利用計画の変更に伴い、一戸建て住宅地となったことから、良好な住環境を保全するため第1種低層住居専用地域に変更します。同様に「4-3. 富田林市加太地区」他2地区についても、良好な住環境の保全を行うための変更を行います。各地区の説明は以上です。

「南部大阪都市計画区域区分、用途地域、臨港地区及び公園の変更」につきまして、公聴会の公述人を募集したところ、「区域区分の変更」について1名の方から公述の申出がありました。意見及び大阪府の考え方は先ほど「都市計画区域マスタープランの変更」で説明させていただいた通りです。それぞれ2週間、都市計画法第17条の案の縦覧を行いましたところ、先ほど説明いたしましたように、「区域区分の変更」について高石市取石地区の案に対し、「市街化区域への編入に反対」の意見書の提出があり、市街化区域への編入及び用途地域の指定を見送ることとしたため、「区域区分及び用途地域の変更」について案を変更し、平成23年1月20日から、再度、都市計画法第17条の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 311号の臨港地区の変更でございますが、これはいわゆる阪南港、阪南2区整備といわれた海の埋め立てによる開発であります。採算性からも必要性からも問題が大きいということで、かねてから反対してまいりましたので、今回もこの議案について反対することを表明しま

す。

【会長】（岡田憲夫君） 確認ですが、議第311号について反対ですか。分かりました。では、その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご異議がございましたので採決をいたします。これらの議案につきましては、堀田委員から第311号についてご異議があるということですので、これをだけを分離するということがよろしいでしょうか。つまり第311号だけと、第309号、310号、312号は一括ということでお諮りさせていただきます。

それでは、先に第311号でございしますが、これについての分離採決をさせていただきます。議第311号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたしたいと思えます。

（賛成者挙手）

【会長】（岡田憲夫君） では、挙手多数ということで、本議案は原案どおり可決されました。

では、残りの第309号、310号、312号、この3つにつきましては一括して表決をさせていただきます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、これについてお諮りさせていただきます。議第309号、第310号、第312号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

8 議第313号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第314号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次にご審議いただきますのは議第313号及び314号です。この2つの議案につきましては相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第313号「北部大阪都市計画道路の変更」について、また、一部関連します議第314号「東部大阪都市計画道路の変更」について、併せてご説明いたします。議案書の91ページから98ページ、資料の155ページから160ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、北部大阪都市計画道路1・1・0-1号第二名神自動車道において、事業の円滑化および安全性の確保の観点から、箕面市におけるインターチェンジのランプ線形の変更および都市計画道路名称の変更を行うものでございます。

第二名神自動車道は、平成7年7月に高槻市大字上牧から池田市中川原町まで計画延長24,720メートル、車線数6車線で都市計画決定されております。また、平成19年7月には周辺の土地利用や自然環境への更なる配慮及びコスト縮減の観点から、インターチェンジやジャンクションの形状等について都市計画変更を行っております。

今回の箕面インターチェンジの変更内容でございますが、箕面有料道路の出口と本線をつなぐAランプにおいて、現計画では都市計画道路止々呂美吉川線を跨ぐ線形となっており、都市計画道路止々呂美吉川線の整備において山切りを行った後に、Aランプの整備を行う計画でございました。しかしながら、第二名神自動車道が暫定4車線整備であることを受け、都市計画道路止々呂美吉川線が暫定2車線整備となったため、山切りの範囲が縮小することとなりました。その影響により、A

ランプ整備に関する計画に支障が生じることとなったため、互いの整備に影響されない計画に変更を行うものでございます。この変更により、Aランプの線形は曲線半径が75メートルから50メートルとなりますが、現計画はランプ同士が交差しており、AランプはBランプを一度下越し、次に上越することから、縦断勾配が4.5%となっておりますが、今回の変更によりランプ同士の交差がなくなり、縦断線形の制約が軽減されるため、縦断勾配が1.1%へと改善されます。このAランプの線形変更に伴い、支障が生じるBランプについても若干の線形の変更を行うものでございます。

併せて、事業者である西日本高速道路株式会社が平成19年4月に道路名称を第二名神から新名神へ変更したことから、今回、都市計画道路名称についても、「第二名神自動車道」から「新名神自動車道」に変更するものでございます。

次に、この案件について公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。

また、東部大阪都市計画区域の枚方市域にも第二名神自動車道が計画されており、今回、北部大阪都市計画区域と併せて都市計画道路名称を第二名神自動車道から新名神自動車道へ変更するものであります。また、同じ枚方市域において計画されている都市計画道路国道1号線につきまして、別路線で現道として供用されている国道1号と名称が近似していることから、正確な区分を行うため、都市計画道路名称を府道名である京都守口線に変更を行うものでございます。説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。堀田委員。

【堀田委員】 第313号のほうについて質問があります。箕面インターのジャンクション、ランプの形状変更は、山切りを縮小するという事ですから、これ自身については異論はございません。ただ、この場所は箕面トンネルの出口にあたる場所であり、箕面トンネルそのものが一体どうなのかという点で疑問があります。というのは、大阪府道路公社の箕面トンネルでもトンネルを掘ったために、大量のトンネル湧水が発生します。そのトンネル湧水を365日・24時間ポンプで汲み上げて箕面川に還元しているというのが現状でございます。本来こういう大掛かりなトンネル工事などをやる際には、事前に自然環境に対する影響度をきちんと調査して、その上でトンネル計画が適切かどうかということ判断して都市計画をすべきところ、今度の新名神の箕面トンネルについてはそういうきちんとした検討・議論が行われた形跡はありません。従ってこの新名神の箕面トンネルの都市計画そのものがやはり問題がある。やり直しせざるを得ないのではないかとということで、この計画については反対でもありますし、都市計画のやり直しという事を検討しないのか、当局のご見解をお尋ねします。

【会長】（岡田憲夫君） まず確認ですが、第313号、314号の両方についてのお話ですか。

【堀田委員】 私はトンネルについてきちんと調査をしないと、都市計画決定そのものが不十分なのではないかという事を質問したわけでございます。

【会長】（岡田憲夫君） ということは313号のみということでしょうか。

【堀田委員】 質問したのは313号です。

【会長】（岡田憲夫君） わかりました。では、幹事のほうから。

【幹事】（井出仁雄君） 大阪府の道路整備課長の井出でございます。私のほうから地下水に関する事についてお答えさせていただきます。現在、箕面トンネルの計画がなされておりますが、事業に入ります前に、大阪府の箕面有料道路における地下水、湧水の関係もございましたので、NEXTCOにおきまして地下水流動対策検討委員会というのを設けまして、これまでに3回委員会を開催いたしております。現在、さらにいろいろと、どれぐらいの水脈とか、あるいはその影響につい

での調査を進めているところございまして、この春ぐらいには、その結果を4回目の委員会の中で報告するという事になっております。その中で、その結果並びにどういう対策をするのかというような事についても報告があると聞いておりますので、私どもは委員会の中での結果の報告を待っているところでございます。

【幹事】（梶山善弘君） 都市計画に関してご質問がございました。今回ご提案させていただいておりますのは、この箕面インターのランプの変更についてご審議いただいているところでございます。本線については、すでに計画決定されて事業が進められているところでございますので、見直しする考えはございません。

【会長】（岡田憲夫君） 堀田委員。

【堀田委員】 都市計画については見直しをするつもりはないというご回答ですけれども、先ほどの説明では、現在地下水については調査・検討中ということですね。その調査・検討もすでに丸2年以上経過している。かなり難問のように傍からは伺えます。というのは、現在の大阪府道路公社の第1次箕面トンネルのほうは、延長が5.6キロ、断面は1本のトンネルですから、それだけの断面しかございません。ところが今度の第2箕面トンネルは、2本のトンネルを抜く。延長は1割程度短い、約5キロです。延長は短いですが、断面がかなり広くなるということで、さらに大きな地下水の流出というのが予想されます。そういうことを十分な調査もなしに工事をやったら、箕面の環境にとって取り返しのつかない事が起こるんじゃないか。でもその問題は、都市計画の問題としてではなしに、事業実施段階でやったら良いという概念ですね。それは間違っていると思います。やはり自然環境に大きな影響を与えるものは、都市計画のレベルできちんと調査して、やめるべきものはやめるという態度を取らなかつたら、何のために都市計画審議会があるのかさっぱりわからない。よって、今回のランプの線形変更については反対でございます。また、名称の変更についても第二名神であれ、新名神であれ無駄なものは無駄ですから反対ということをお知らせいたします。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今の堀田委員のご意見は、第313号について反対のご意見ということでしょうか。

【堀田委員】 314号も反対です。

【会長】（岡田憲夫君） 314号についても反対ということですか。それでは、両方についてご異議がございましたが、これらにつきまして一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、本件につきまして一括して採決いたします。議第313号及び第314号を原案どおり承認する事につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【会長】（岡田憲夫君） それでは挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

9 議第315号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは次にご審議いただきますのは、議第315号です。その内容について幹事に説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第315号「東部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。議案書（その2）の99ページから101ページ、資料の161ページから163ページ、資料5及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、東部大阪都市計画道路3・4・218-1号大阪住道線ほか1路線につきまして、一

部区間の車線数および幅員等の変更を行おうとするものです。都市計画道路大阪住道線は、昭和33年6月に都市計画決定され、現道は広域緊急交通路に指定されるなど、東西方向の幹線道路として重要な役割を担っております。

今回変更を行おうとする区間は、大阪中央環状線との交差点から、市道諸福中垣内線との交差点手前までの幅員18メートルで2車線、約910メートルの区間です。交通量は1日当たり約24,000台から27,000台であり、大阪中央環状線より西側に4車線、東側には平成20年度に整備済の2車線の都市計画道路諸福中垣内線が合流していることから、当該区間がボトルネック区間となり、1キロメートル走行するのに約20分程度かかるなど、朝夕の慢性的な交通渋滞を引き起こしております。

変更内容でございますが、現在の幅員18メートルの2車線から幅員25メートルの4車線に変更し、円滑な通行を確保しようとするものでございます。また、大阪住道線の変更に合わせて、平面交差する野崎鴻池線につきましても延長の変更を併せて行うものでございます。なお、延長は10メートル単位であることから、計画書上の表記に変更はございません。

次に、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いましたところ、3通の意見書が提出されました。その内容につきましては、資料5「東部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨」に記載しております。

1点目といたしまして、「渋滞が多く4車線化のニーズは理解しているところだが、都計変更案では、敷地が約5メートル道路にかかり、ガソリンスタンドの機能が失われ経営が立ちいなくなる。営業継続できるよう、歩道や中央分離帯など道路幅の縮小や、道路位置を2.5メートル北側へ移動し南北平等な拡幅の負担を検討されたい」というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解ですが、幅員の変更にあたり、都市計画道路の区域線を現道北側境界から約25メートルとしており、現道南側境界から南側へ約9メートル拡幅する案となっております。意見書の提出のあった土地につきましては、道路との間に水路敷が介在しており、道路にかかる土地の幅は約5メートルとなり、敷地全体の4分の1程度となります。道路の幅員については、2車線から4車線に変更するにあたり、延長約910メートルのうち大半の区間が右折レーン等の付加車線を設ける必要のある交差点部断面となっております。そのため道路構造令を基に、4車線の車道、右折レーン等の付加車線及び自歩道等を設けており、安全な走行空間を確保する為に幅員25メートルが必要と考えております。

自歩道の3.5メートルについては、歩行者、車いすあるいは自転車の通行のための最小幅を確保するとともに、中央分離帯については、車両のすれ違い事故防止、夜間の対向車のヘッドライトによるまぶしさの軽減及び歩行者の乱横断による事故防止のため、交通量の多い4車線以上の新設改良道路では、大阪府警との協議のもと設置することとしております。

拡幅の仕方については、昭和33年に決定された現都市計画では、諸福中垣内線との合流部は曲線半径が一定の単曲線のみで、前後の直線区間と接合していますが、現在の道路構造令では、直線部から曲線部に移行する間に、直線走行から一定の半径の曲線走行に移るまでの間に緩やかにハンドル操作を行えるよう緩和区間を設ける必要があります。既に整備済みである諸福中垣内線合流部以東の線形を固定し、現在の道路構造令に基づいて緩和区間を挿入すると、道路中心線の位置が、現在より南側にシフトした曲線半径380メートルの本計画案となります。

しかしながら、ご意見にありました、本計画案より道路位置を北側にして、南北平等な負担とした場合、曲線半径が計画案よりも小さい270メートルとなります。さらに曲線延長も極端に短くなり、構造令の基準に照らして望ましくない線形となるばかりか、南北両側の建物の大半が支障となることとなります。

道路構造令の解説と運用では、曲線半径が小さくきついカーブとなるほど、車両車線逸脱による

死傷事故は高くなる傾向があり、曲線半径200メートル以上300メートル以下では、300メートル以上400メートル以下と比較して約3割増加するとされております。また、当該曲線部は諸福中垣内線との交差点でもあり、大阪府警の統計においても、交通事故箇所における交差点付近での事故率は件数で約6割であり、死者数にいたっては約7割が交差点付近で占めていることから、通過交通だけではなく、沿道で生活される方も含めた道路利用者にとって、合流部の線形をできるだけ緩やかな曲線にする本計画案が安全性が高く最適と考えます。

2点目及び3点目については、それぞれコンビニエンスストアを運営する会社及び土地所有者からのご意見ですが、同様の主旨でございますので、合わせてご説明させていただきます。意見の要旨としましては、今回の都市計画変更案は、駐車場の減など店舗運営に支障が出るもので、店舗存続に係る重大な内容である。コンビニエンスストア、土地購入と建物建設に多大な費用をかけた土地所有者、並びに当該店舗を経営するフランチャイズ加盟者にとって、事業と土地の資産価値に深刻な影響をもたらすものである。現状の駐車場スペースが最低限必要なもので都市計画変更無しの道路拡幅を再度検討されたいというご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、1点目でご説明させていただいたとおり、4車線化には都市計画変更が必要なものと考えています。意見書にありました店舗駐車場については、その一部が都市計画道路区域にかかるため、現況の10台ある駐車マスのうち2台分が減少することになりますが、本都市計画道路は、広域緊急交通路でもあり幹線道路である今回の変更は、渋滞解消や緊急車両の円滑な通行などに資するものであることから、沿道の皆様には、ご理解、ご協力をいただきながら、事業を実施していきたいと考えております。

今回、都市計画道路にかかる全ての土地・建物等につきましては、損失補償基準に基づき補償いたします。補償額の算定にあたりましては、事業実施の段階で物件調査や営業補償調査など、必要な調査を権利者のご協力のもと実施させていただき、営業存続の可否を判断した上で、移転費用や撤去費用などの必要な補償額を算定いたします。補償交渉を行う際には、関係する土地所有者等の皆様にご理解いただけるよう十分に協議させていただきます。

また案の作成にあたり、公聴会で2名の方が公述されました。その主な内容につきましては、資料5「公述人の意見に対する大阪府の考え方」に記載しておりますように2点ございます。

1点目といたしまして、「現在、自社所有地と道路との間には水路・里道が走っているため、占用許可をいただいたうえで車両の出入りを行っているが、道路拡幅後も支障無く現状の車両の出入りが可能なよう、間口を設けるとともに、敷地前面の水路・里道の処置、拡幅道路の構造など、車両の出入りに支障がないように配慮されたい」というご意見でございます。

これに対する大阪府の考え方は、道路と敷地との間は、道路拡幅後も水路・里道を介した形状であり、現状と比較し占用状況が変わるものではありませんので、従来通りの土地利用が可能と考えます。

2点目といたしましてコンビニエンスストアに関するもので、意見書と同趣旨でございます。説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、ご意見、ご質問がないようですので、表決に移ります。議第315号を原案どおり承認することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

10 議第316号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 次にご審議いただきますのは、議第316号です。その内容につきまして幹事に説明をさせます。

【幹事】（梶山善弘君） 議第316号「南部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。議案書の103ページから105ページ、資料の165ページから168ページ及びスクリーンをご覧ください。本案件は南部大阪都市計画道路3・3・216-2号大阪河内長野線において道路構造の決定に伴う幅員の変更を行うものであります。

本路線は南河内地域を南北に通る広域的な幹線道路の一部として昭和46年に都市計画決定されており、河内長野市域では大阪狭山市との境である桐ヶ丘から国道371号石仏交差点までの間で、計画延長7,480メートル、計画幅員25メートルの幹線道路です。このうち国道371号の石仏交差点から、事業の完了している上原土地区画整理区域までの約3,800メートルの区間においては、既に整備が完了しております。今回変更を行う区間は、整備済み区間から北側へ市道貴望ヶ丘小山田線までの約230メートルでございます。

変更内容でございますが、今回の区間は、河内長野市域の段丘によって形成されているグリーンベルトの中でも、特に評価の高い「保全すべき樹林」として「緑の基本計画」に位置付けられており、積極的に樹林の保全をはかることが求められている区間であるため、一部区間において開削構造からトンネル構造に変更いたします。トンネル構造となる約95メートルの区間につきましては、構造の決定に伴い幅員を25メートルから27.4メートルに変更を行うものでございます。また、トンネル構造の北側約135メートルの区間につきましては、トンネル構造との整合を図るため、幅員を25メートルから25.3メートルに変更を行うものでございます。

次に、この案件について公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対して、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、表決に入ります。議第316号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ご異議がないようですので、原案どおり可決することいたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。本日も審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせます。

11 「都市計画道路の見直し」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、引き続きまして「都市計画道路の見直し」について、幹事から報告があります。

【幹事】（久保幸太郎君） 大阪府総合計画課参事の久保でございます。続きまして、「都市計画道路見直しの基本方針（案）」に対するパブリックコメントの結果について、ご報告させていただきます。資料といたしまして、お手元に資料7-1から7-3をお配りいたしております。それでは前の画面に従い、順次ご説明いたします。

まずはじめに、前回12月の本審議会でご説明いたしました「都市計画道路の見直しの基本的方針（素案）」の概要を簡単に再度ご説明いたします。ご覧いただいております資料はこれまでの都市

計画決定の推移でございます。これまでの決定には大きく3つの時期があります。

一つは戦後の復興期、二つは高度経済成長期、三つ目は、新しい都市計画法が施行され、線引き制度が導入されて、都市の秩序ある発展をコントロールしてきた今日までの時代でございます。

高度経済成長期の都市計画は、急激な都市化による量的拡大に対応させることを目的とした都市計画でございました。しかしながら、成熟型社会が到来している今日、戦後の復興期や高度経済成長期のものとは自ずとその必要性や意義が異なってきております。さらに、数十年前の古い都市計画道路は、幅員・線形の考え方など、道路の技術的な規格が現在のものとは大きく異なるものもあることから、見直しが必要でございます。以上のことから、今回の見直しは、成熟型社会の到来等の時代背景の変化を受け、時代に適合し、今後とも必要な都市計画道路とそうでないものとの仕分けを行い、行政責任の明確化と、不要な権利制限の改善を行うことを主眼においております。

見直しの効果につきましては、道路整備の実施の有無や建築制限の目的をはっきりさせることで、行政責任が明確になることや、市街化区域においては都市計画を廃止した場合、不動産取引などの土地の市場流通性が高まる可能性があること、更に事業実施時期が明確になることで、建物の建て替えの判断が容易となり、地権者の生活設計が立てやすくなること等が考えられます。

次に、見直しの視点についてご説明いたします。人口の減少局面を迎えますと、一層、都市の活力・競争力の強化についての取り組みが必要となってまいります。また、区域マスタープランにお示しいたしました、集約・連携型の都市構造の強化にむけ、鉄道駅における道路機能を積極的に強化していくことも重要です。更に、低炭素社会の実現に向け、環境負荷の小さい、環境型の都市づくりにも取り組む必要や、災害に強い都市をつくっていくことも重要でございます。これらの観点から、見直しのための評価軸について次のとおり考えております。

評価は、必要性和実現性の2面で行い、必要性としては、1点目に都市計画区域マスタープランにおいて位置付けた、市街化区域への編入を原則抑制するという観点との整合として、市街化区域と市街化調整区域での評価分類を行ってまいります。次に、都市の活力・競争力を高める観点から、交通処理機能として国際競争力の強化に資する物流機能等を積極的に評価してまいります。3点目は、集約・連携型都市構造の強化として、鉄道駅を中心とした都市機能の維持強化、4点目として、実感できるみどりの確保や、駅へのアクセス性を強化して公共交通の利用を促進させるなどの環境形成機能、5点目は、今後の高齢化社会の到来を踏まえた安全で安心な都市づくりの観点、最後に、広域避難地へのアクセス機能など防災機能について、評価していくことといたしております。

次に、実現性につきましては、今後交通量は減少していくと予測されますが、現時点ではまだ道路の整備水準が十分とは考えられず、今後も一定期間整備が必要であります。そのため、交通量と容量との均衡が図られるまでの期間や、府民が実感できる計画の期間等を考慮して、実現性として30年以内の着手の可否を評価することといたしております。また、補償物件の多寡や、歴史的文化資産などの支障物件の状況、住民の合意状況、事業に対する期待度等の事業の難易度も含め総合的に評価してまいります。なお、これらの見直しは、将来の社会経済情勢の変化により、必要性が変化することも考えられるため、概ね10年程度の定期的な見直しを行うことを基本とし、状況によっては、適宜必要な見直しを実施してまいりたいと考えております。また、見直しだけでなく、今後必要となる都市計画については、新たに決定をしております。

続きまして、パブリックコメントの結果についてご報告させていただきます。昨年の12月24日から1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。実施にあたりましては、大阪府のホームページや府政情報センターなどで閲覧できるようにするとともに、各市町村の担当部局においても資料を設置し、広く府民の方々の意見が得られるよう努めました。また、まちづくりの推進に携わっておられる38のNPO団体にも、ご案内を行いました。その結果、都市計画道路の見直しに関係する意見として8件のご意見をいただき、同様の趣旨のものをまとめたうえで、5点として整

理いたしました。

まず、1点目といたしまして、「都市計画道路の見直しは、より実効性のある計画への見直しが必要で、事業サイドの方針との関係について府民にわかりやすく説明するべき」というご意見でございます。これに対する大阪府の考え方は、今回の見直しは、時代に適合した見直しを行い、行政の説明責任を果たすべきとの考え方にたっているため、「必要性」に加え「実現性」も評価の対象にしております。事業サイドの整備方針との関係につきましては、大阪府では来年度にかけて、概ね30年先を見通しつつ、当面の10年間の事業実施予定を示す新たな「都市整備中期計画（案）」を策定予定であります。都市計画道路見直しの基本方針と、この事業計画の基本的考え方につきましては、整合を図るように考えております。お示しのこれらの関係については、新たな「都市整備中期計画（案）」のパブリックコメント時にもお示しすることといたします。

2点目は、「見直しの意義の一つに「住生活基本法に定める長期優良住宅の普及に資すること等」があげられているが、一般府民には理解できない」というご意見でございます。これに対しましては、未着手の都市計画道路の見直しにより、制限の有無、制限の範囲、制限の期間が明確になり、住宅の使用期間の目途がハッキリするため、優良住宅の普及促進につながると考えており、わかりやすい記述に改めることにいたします。

3点目は、「一般府民の理解を促すために、都市計画道路の現状を参考資料として地図化してほしい」というご意見でございます。これにつきましては、都市計画総括図はいつでも閲覧できますが、今後は変更するものも含めて、基礎的な地図情報として、ホームページで公表することを検討していきたいと考えております。

4点目は、「見直しには賛成であるが、実現可能性だけで存廃の判断をすべきではない。整備への期待度も踏まえて検討を進めるべき」というご意見でございます。これに対する大阪府の考え方は、今後も必要な都市計画とそうでないものとに仕分けを行い、そのための評価要素として「必要性」と「実現性」の両面から判断することとし、単に実現性の有無だけで存廃を決めるということではございません。又、整備に対する期待度につきましては、実現性の中で評価を行うことといたしております。

その他、都市計画道路の見直しを肯定する意見が4件提出されております。ご意見の要旨は、「見直しは大変だが、府民のために必要な作業」、「長期未着手の多さに驚いた。遅まきながらでも見直すことは大事」、「整備目途の不明なものは、一旦廃止したほうが府民にはわかりやすい」、「計画の実現性がわからないのであれば、長期間の制限は問題である。積極的な見直しを進めてほしい」というご意見です。

次に、前回の都市計画審議会及び審議会以降にいただきましたご意見につきまして、説明させていただきます。1点目は、概要資料の「見直しにあたって目指すべき将来像、集中・選択の方向性」に、安心・安全という項目を一つ入れたほうが良いというご意見でございます。

これに対する大阪府の考え方は、防災の記述を「安全で安心な都市の形成」という記述に変更し、充実した歩行空間や自転車走行空間の確保の記述を追加することといたします。

2点目は、「見直しフローにおいて、交通安全機能と環境負荷の小さい都市とのリンクがわかりにくい」というご意見でございます。これにつきましてはご指摘のとおり、わかりにくい表現となっておりますので、「安全・安心な都市」という記述に変更することといたします。

3点目は、「流域下水本管などの道路に収容される他の占用施設との関係についても、評価の対象とするべき」というご意見でございます。これに対しましては、ご意見のとおり、収容施設の具体的計画の有無についても見直しの評価対象とするように修正いたします。

以上が、パブリックコメント及び本審議会にいただきましたご意見、及び大阪府の考え方でございます。これらのご意見を踏まえまして、本日の見直し案を取りまとめさせていただいております。

最後に今後のスケジュールでございますが、平成23年度から25年度にかけて、都市計画道路の見直しを進めてまいりたいと思います。スムーズに手続きが進むよう、早い段階から市町村などの関係者とともに各路線について検討したうえで、地元説明会を実施し、府民の理解を得ながら見直しを進めてまいりたいと思います。説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんか。それでは、特にご質問がなければ、次の報告案件に行きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

12 「みどりの風促進区域」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、引き続きまして「みどりの風促進区域」につきまして幹事から報告があります。

【幹事】（梶山善弘君） つづきまして、「みどりの風促進区域」につきましてご報告いたします。お手元に資料8をお配りしております。本資料は、前方のスクリーンと同じものでございますのでスクリーンを用いてご説明いたします。

まず、「みどりの風促進区域」の背景ですが、大阪府国土利用計画（第四次）におきまして、セミパブリック空間を広げる理念や、海と山をつなぐ「みどりの風の軸」を創出する基本方針を位置付けたことを受け、先ほどご審議いただきました都市計画区域マスタープランにおいて「みどりの風促進区域」の指定を明記いたしました。

さらに、昨年度ご報告させていただきました「みどりの大阪推進計画」におきましても、市街化区域において緑被率を20%確保することや、みどりがあると感じる府民の割合を5割から8割に増やすなどの目標を達成するため、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」や、「みどりの風を感じるネットワークの形成」など4つの基本戦略を示しております。この度、その中の一つの「みどりの風促進区域の検討」について、その制度の概要をまとめました。

「みどりの風促進区域」のねらいは、緑化軸の形成による実感できる緑を創出し、風とみどりの相乗効果によるクールスポットをつくり、みどりの風の軸を形成することでございます。そのような観点から、本区域は、主要道路や河川を軸に、沿線の民有地も含めまして厚みのあるみどり豊かなセミパブリック空間を重点的に創出する区域であります。

本区域につきましては3本の柱で取り組みを進めてまいりたいと考えております。一つ目は「公共事業の重点化」、二つ目は「周辺民有地の都市計画手法による緑化誘導」、三つ目は「府民・企業等との協働による周辺民有地の緑化誘導」であり、この3本柱の組み合わせによりねらいを達成しようと考えております。特に周辺民有地につきましては、二つ目、三つ目を効果的に組み合わせることで、建て替えのタイミングを生かした緑化誘導や、地域協働等との相乗効果による緑化促進を図ってまいりたいと考えております。次に、区域指定の考え方でございますが、市町村や周辺地域と連携した取組みが可能で、海陸風が吹く大阪の地形特性を活かせる地域におきまして、みどりの骨格や、海から山へ繋がる方向、緑被率が低いエリア、ヒートアイランド優先対策地域などの視点を総合的に評価し、その中にある主要道路、河川、さらに沿線の民有地を含む区域を指定することとしております。区域の幅につきましては、ある地点における気温の影響が及ぶ範囲や樹木の視認性の観点から、道路・河川の境界から両側それぞれ100メートル程度と考えております。

促進区域におきましては、区域内幹線道路・河川の緑化の重点化を行い、周辺民有地については、都市計画による緑化誘導が効果的なエリアについて、容積率や建ぺい率を弾力的に運用し、また地区計画の活用により、緑化誘導を行ってまいります。さらに、都市計画手法を活用しないエリアも

含めて、区域全域で府民・企業等との協働による緑化誘導を進めてまいります。

次に、都市計画手法による緑化誘導の内容につきましてご説明いたします。まず、幹線道路を軸とした沿道型の地区における容積率等の見直しの考え方として、大阪府国土利用計画（第四次）や都市計画区域マスタープランにお示しいたしました、集約・連携型都市構造を強化するために、鉄道駅周辺の幹線道路や、市町村都市計画マスタープランにおいて地域拠点や都市軸などの位置づけがある場合を中心として、用途地域の制限を見直すものとし、従来は用途地域緩和の見直しに対して準防火地域指定とセットで行っていたものを、今後は用途地域の見直しと地区計画制度の併用により、緑化推進と併せて、接道部の空間確保、景観誘導や耐火性能の付与など幹線道路沿道にふさわしいまちづくりをトータルで誘導することといたします。

次に、河川を軸とした沿線や幹線道路の背後地における建ぺい率の見直しの考え方として、促進区域のうち、現に建て詰まっており、法定建ぺい率がネックとなって建て替えがなかなか進まないエリアについて、建て替え促進による良好なまちづくりの誘導を行うこととし、用途地域の見直しと地区計画制度の併用により、狭小な面積の敷地においても、垂直方向の緑化や接道部のセットバック、景観誘導や耐火性能の付与などにより、緑化だけでなく安全で美しいまちづくりをトータルで誘導することといたします。

誘導の仕組みは、府が容積率、建ぺい率を見直した上で、市町村が地区計画により要件を規定し、要件に適合する場合にのみ見直し後の容積率、建ぺい率を適用できるようにするというものでございます。この特徴は、地区計画制度の導入により、緑化と併せて、接道部の空間確保、景観誘導、防災性の向上などのまちづくり誘導が可能であること、強制でなく選択制であること、民間のまちづくり誘導のインセンティブとなることです。誘導内容は、接道部のセットバック、緑視率の導入による接道部の見える緑の充実や緑被率の強化、建物高さや間口、敷地規模等の制限による建築物のデザインや、耐火性能の強化などを検討しています。

これを図示すると、このようなイメージになり、実感できるみどりの創出とともに、景観誘導や防災性の向上などの良好なまちづくりが誘導できるものと考えております。

この誘導策導入の効果は、大阪府自然環境保全条例の対象となっていない1,000平方メートル未満の建築敷地も含めて緑化を誘導することで、連続したみどりを創出できること。次に、建物立面に対するみどりの割合として緑視率を採用することで、見えるみどりの創出効果や、建物表面を垂直方向のみどりで覆うことでヒートアイランド対策の効果が期待できること。さらに、先ほど申し上げましたトータルのまちづくりにつながることだと考えております。

今後の予定ですが、今年度内に、みどりの風促進区域の指定要綱を策定し、区域指定を行った上で、その後、区域内で都市計画手法による緑化誘導が効果的なエリアについて、関係市町村との協議が整ったところから、順次都市計画手続きを進めてまいりたいと考えております。手続きといたしましては、市町村における地区計画の決定、府による用途地域の変更、市町村議会における地区計画関連条例の制定を経て、緑化誘導を実施していく流れとなります。来年度以降、順次都市計画変更案件としてご審議いただく際は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今の説明に対して、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。トータルでまちづくりを、特に空間計画も含めて推進されるということですが、セミパブリックという考え方もありますし、ぜひ大胆に進めていただければと思います。それでは、よろしゅうございますか。

それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、これをもちまして、平成22年度第3回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

午後 4 時閉会